

4月1日から市役所の組織・機構の一部が変わります (10課24係2分室を削減)

地方分権や社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題や多様化・高度化する市民ニーズに迅速に対応するため、行政改革の一環として、スリムな組織に見直します。

なお、各課の位置図・電話番号などは、4月号でお知らせします。

【主な改正点】

<牛窓支所・長船支所>

・支所の課と係を廃止。(7課14係削減)

- 現在、支所で行っている窓口業務は従来どおり行います。
 - ・市税に係る諸証明
 - ・原動機付自転車などの標識の交付
 - ・市税その他現金の収納
 - ・戸籍、住民異動、印鑑などに関する届出書の受付や証明・交付
 - ・埋火葬許可証の交付

- ・国民健康保険、国民年金や医療費給付に係る各種届出書の受付 など
- 現場での対応などは、本庁職員が出勤します。
 - ・し尿、ごみの不法処分などの取り締まり
 - ・検診業務
 - ・訪問調査 など

<企画部>

- ・「総務部財政課」を企画部に移し、企画部を「企画財政部」に改称。
- ・「企画課」、「広報情報課」、「行政改革推進室」を統合し、「政策調整室」、「企画振興課」を設置。(1課4係削減)

○政策調整室

- ・重要施策の企画・総合調整に関すること
- ・土地利用に関すること
- ・景観に関すること
- ・行政改革に関すること
- ・行政評価に関すること

○企画振興課

- ・地域活性化に関すること
- ・国内・国際交流に関すること
- ・開発事業の調整に関すること
- ・市広報の編集、発行に関すること
- ・行政情報化や地域情報化の推進に関すること

<市民生活部>

- ・「生活環境課」の係を廃止。(2係削減)

<産業建設部>

- ・「耕地課」を廃止し、「農林水産課」に業務を移行。(1課1係削減)

<議会事務局>

- ・係を廃止。(2係削減)

<教育委員会>

- ・「教育総務課」と「学校教育課」を統合し、「総務学務課」を設置。(1課1係削減)
- ・「邑久分室」、「長船分室」を廃止。(2分室削減)

<監査委員>

- ・「監査委員室」を「監査委員事務局」に改称。

■問い合わせ先

市行政改革推進室
☎0869-22-3990

申請はお済みですか？

「瀬戸内市中心身障害者等福祉年金」

次の支給要件に該当する人で、まだ手続きをしていない人は、3月20日(火)までに申請を行ってください。

この年金は、毎年申請が必要で、

▼支給要件

4月1日を基準日として、

1年以上市内に居住し、当該障害について支給される公的年金給付を受けていない人で、次のいずれかに該当する人

ただし、「らい予防法の廃止に関する法律」の規定による国立ハンセン病療養所に入所している人は、該当になりません。

- ・身体障害者手帳1級から4級を所持している人
- ・療育手帳を所持している人
- ▼申請手続きに必要なもの
- ・「心身障害者等福祉年金給付申請書」……窓口備

え付けのもの

- ・印鑑
- ・身体障害者手帳か療育手帳
- ・本人名義の通帳(郵便局以外)
- ・公的年金受給中の人は、その年金証書
- ▼年金の内容
- ①身体障害者手帳1・2級か療育手帳Aを所持している人 1万円
- ②身体障害者手帳3級か療

育手帳Bを所持している人 8千円

③身体障害者手帳4級を所持している人 3千円

■申請・問い合わせ先

市福祉課

☎0869-26-5943

市保健福祉部邑久分室

☎0869-22-1810

市牛窓支所保健福祉課

☎0869-34-3433

市裳掛出張所

☎0869-25-0004

母子家庭の自立を支援します

自立支援教育訓練給付金 高等技能訓練促進費

本市では、市内に住む母子家庭のお母さんの主体的な能力開発の取り組みを支援するために、「母子家庭自立支援教育訓練給付金」と「母子家庭高等技能訓練促進費」の制度を実施しています。

取得をサポートする制度です。

これらの制度を利用した人は、子育て支援課児童母子係や母子自立支援員に、事前にご相談ください。

■問い合わせ先
子育て支援課

☎0869-26-5947

制度名	対象者の要件	対象講座 対象資格	給付額
自立支援教育訓練給付金	①市内在住の母子家庭の母 ②児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準であること。 ③雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと。	雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など 参考URL http://www.kyufujiaidain.jp/kensaku/7_M_kensaku	受講に要した費用の40% ※ただし、上限は20万円で8千円以下の場合には支給されません。
高等技能訓練促進費	①市内在住の母子家庭の母 ②児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準であること。 ③養成機関において2年以上のキャリアキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。	①看護師 ②介護福祉士 ③保育士 ④理学療法士 ⑤作業療法士	月額10万3千円 (修業期間の最後の3分の1に相当する期間) ※ただし、上限は12カ月とします。